

定期監査(工事監査)結果報告

第1 監査の対象

次のとおりである。

1 平成 25 年度 社会資本整備総合交付金(防災・安全 広域河川改修)事業 (二)九領川改修工事(丸山橋)
工事担当課 土木部 南土木整備事務所
2 平成 26 年度 水管耐震化第 1 号 中央配水区導水幹線及び瀬戸・中央幹線耐震化工事
工事担当課 上下水道部 北部上下水道課
3 平成 26 年度 飲料水供給施設整備事業 川上飲料水供給施設整備工事
工事担当課 上下水道部 天竜上下水道課 春野上下水道室

第2 監査の期間

平成 26 年 9 月 30 日から平成 26 年 12 月 19 日まで

第3 監査の方法

平成 26 年度において施工中の工事から 3 件を抽出し、その計画、設計、施工等が、適切かつ効率的に執行されているか工事関係書類を審査するとともに、工事現場の実地調査を行った。

なお、工事の適正性、安全管理に対する適切な執行等に関する書類審査及び現地調査を公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、その意見を参考とした。

第4 監査の結果等

1 平成 25 年度 社会資本整備総合交付金(防災・安全 広域河川改修)事業 (二)九領川改修工事(丸山橋)

(1) 工事の概要

工事場所	浜松市西区志都呂町地内
工事の目的、背景等	二級河川九領川流域において、集中豪雨の多発や都市化の進展に伴う被害リスクの増大に対し、総合的な治水対策を実施することにより、浸水被害の早期解消とともに、安全・安心な市民生活の確保を図る。
工事概要	コンクリート主桁製作工 1 式 支承工 1 式 橋梁付属物工 1 式 舗装工(橋面舗装) A=149 m ² 法面保護工 A=168 m ² コンクリートブロック工 A=349 m ² 構造物撤去工 1 式 仮設工 1 式 付帯道路工 1 式
請負契約金額	78,300,000 円
請負人	株式会社小松組
契約日	平成 26 年 6 月 17 日
工期	平成 26 年 6 月 18 日から平成 27 年 2 月 27 日

契約方法	制限付一般競争入札
進捗率	28.0% (平成26年10月末日現在)

(2) 設計・契約・施工等の状況

- ア 各工種とも十分な比較検討を実施している。中でもコンクリート橋については、多数の案を抽出した上、架設位置の経済性や橋梁形式を比較検討している。
- イ 設計基準は、根拠が明確であり適切である。
- ウ 積算は、適正な単価が採用されており、数量の根拠も明確である。
- エ 入札及び契約関係書類は、適正に整備されている。
- オ 施工管理、品質管理、施工監理は、おおむね適正に行われている。
- カ 施工状況はおおむね良好であり、問題となる施工は見当たらない。また、安全管理も適切に行われている。

(3) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、軽易な事項については、その都度、関係者に改善等を指示したので、記述を省略した。

2 平成26年度 水管耐震化第1号 中央配水区導水幹線及び瀬戸・中央幹線耐震化工事

(1) 工事の概要

工事場所	浜松市北区細江町中川地内
工事の目的、背景等	大規模地震時において、市民生活に欠くことができない水道水の持続的な供給を確保するため、基幹管路(導・送・配水本管)について平成37年度までに耐震適合率100%を目標に耐震化を進めている。 本工事は、東部・茂塚・森水源から中央配水池(北区細江町気賀)への導水管1,080mを耐震継手ダクタイル鉄管に布設替えするもので、今年度305mの施工により、計画区間を完了する。 また、瀬戸中央幹線の配水管594.2mについても布設替えを行う。
工事概要	導水管布設工(Φ250mm) L=305.0m 仕切弁1基、空気弁1基 配水管布設工(Φ350mm~Φ100mm) L=594.2m 仕切弁7基、空気弁1基
請負契約金額	83,160,000円
請負人	株式会社細江中村組
契約日	平成26年7月8日
工期	平成26年7月9日から平成27年1月30日
契約方法	制限付一般競争入札
進捗率	30.0% (平成26年10月末日現在)

(2) 設計・契約・施工等の状況

- ア GX形耐震継手水道管を採用し掘削幅を減少するなど、コスト縮減を図っている。
- イ 設計基準は、根拠が明確であり適切である。
- ウ 積算は、適正な単価が採用されており、数量の根拠も明確である。

- エ 入札及び契約関係書類は、適正に整備されている。
- オ 施工管理、品質管理、施工監理は、おおむね適正に行われている。
- カ 施工状況はおおむね良好であり、問題となる施工は見当たらない。また、安全管理も適切に行われている。

(3) 監査の結果

- 監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。
なお、軽易な事項については、その都度、関係者に改善等を指示したので、記述を省略した。

3 平成 26 年度 飲料水供給施設整備事業 川上飲料水供給施設整備工事

(1) 工事の概要

工事場所	浜松市天竜区春野町川上地内
工事の目的、背景等	当該施設は、渴水期の水量不足や降雨時の濁水が著しく、施設の老朽化に加えて、中山間地域特有の地形による落石や崩土などの危険を伴いながら施設の維持管理を行っていた。そのため、新たな水源による施設統合の要望が出され、平成 19 年度から地下水調査を実施し、計画給水人口 65 人(31 戸)の飲料水供給施設を計画した。 安定的かつ衛生的な飲料水の確保を目的とし、平成 21 年度から設計業務委託及び整備工事を計画的に実施し、平成 27 年度の事業完了を目指している。
工事概要	施設整備工 1 式 送水管布設工 L=527m 配水管布設工 L=1,630m 電気設備工 1 式 給水管布設工 1 式
請負契約金額	23,338,800 円
請負人	有限会社森下電設
契約日	平成 26 年 8 月 5 日
工期	平成 26 年 8 月 6 日から平成 27 年 1 月 20 日
契約方法	制限付一般競争入札
進捗率	54.0% (平成 26 年 10 月末日現在)

(2) 設計・契約・施工等の状況

- ア 送・配水管の埋設箇所は、可能な限り未舗装箇所とし、コスト縮減を図っている。
- イ 設計基準は、根拠が明確であり適切である。
- ウ 積算は、適正な単価が採用されており、数量の根拠も明確である。
- エ 入札及び契約関係書類は、適正に整備されている。
- オ 施工管理、品質管理、施工監理は、おおむね適正に行われている。
- カ 施工状況はおおむね良好であり、問題となる施工は見当たらない。また、安全管理も適切に行われている。

(3) 監査の結果

監査した結果、おむね適正に処理されていると認められた。

なお、軽易な事項については、その都度、関係者に改善等を指示したので、記述を省略した。

第5 定期監査(工事監査)の結果に基づく意見について

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、意見を次のとおり提出する。

土木部

南土木整備事務所

平成25年度 社会資本整備総合交付金(防災・安全 広域河川改修)事業 (二)九領川改修工事(丸山橋)

平成25年度において、下部工施工時に地耐力不足が判明したため、平成26年度発注工事分について一部設計の変更を行った。しかし、平成26年度において、誤って変更前の設計書を使用し、工事を発注した。

経緯や原因を明確にし、再発防止に向けて必要な取り組みをされたい。